

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況					
7. 安全・安心								
(1) 防災対策の推進	7-(1)-1	障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。	内閣府 ○地域防災計画の基となる防災基本計画において、障害者等について、「地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場への参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」旨を定め、消防庁と連名で各都道府県に対し同旨について通知し、地域の防災力向上を推進するとともに、総合防災訓練大綱に基づき、障害者や福祉関係者の参加を得ながら、防災訓練を実施し、訓練で得られた課題等への改善策の検討を通じて、避難支援等の体制の整備に努めているところ。					
	7-(1)-2	自力避難の困難な障害者等が利用する災害時要援護者関連施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。	国土交通省 ○自力避難が困難な災害時要援護者が24時間入居している施設（以下、「主要な災害時要援護者関連施設」という）のうち、土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に整備を実施した。 【砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合】 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>(平成24年度)</td> <td>(平成25年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約31%</td> <td>約33%</td> </tr> </table> ※（分子）土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 （分母）土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設 ○平成21年度より24時間災害時要援護者等が滞在する施設のうち、土砂災害のおそれのある施設について、ハード・ソフト双方の観点から対策を推進。		(平成24年度)	(平成25年度)		約31%
	(平成24年度)	(平成25年度)						
	約31%	約33%						

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況														
	7-(1)-3	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。	内閣府	<p>○平成25年6月の災害対策基本法の改正により、障害者等の、災害時の避難等に特に支援を要する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務付けた。これを受けて、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を平成25年8月に策定・公表し、この名簿を基に、市町村において、平常時から地域の関係者の協力も得て、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援等の実効性を高めるための、個別計画の策定</li> <li>・平常時からの防災訓練参加への呼びかけ</li> <li>・災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報伝達、避難支援等に取り組むよう、通知した。</li> </ul> <p>○あわせて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、障害者等の方々に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、「FAX」や「携帯端末」などの多様な手段を活用すること</li> <li>・障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること</li> </ul> <p>等も盛り込んだ。</p> <p>○また、避難行動要支援者名簿の作成及び活用が進むよう、取組指針の周知等に努め、市町村における取組を促進した。</p>													
			総務省	<p>○緊急防災・減災事業債等の必要な財政措置等により、地方公共団体による同報系の防災行政無線等の整備を支援し、災害発生時に障害者等に対して適切に情報を伝達できる体制の構築を促進。</p> <p>同報系の市町村防災行政無線の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年別</th> <th>(平成21年)</th> <th>(平成22年)</th> <th>(平成23年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備率 (%)</td> <td>75.7</td> <td>76.1</td> <td>76.4</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成24年)</th> <th>(平成25年)</th> <th>(平成26年)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>76.6</td> <td>78.3</td> <td>80.1</td> </tr> </tbody> </table>	年別	(平成21年)	(平成22年)	(平成23年)	整備率 (%)	75.7	76.1	76.4		(平成24年)	(平成25年)	(平成26年)	
年別	(平成21年)	(平成22年)	(平成23年)														
整備率 (%)	75.7	76.1	76.4														
	(平成24年)	(平成25年)	(平成26年)														
	76.6	78.3	80.1														

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
7-(1)-4	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。	内閣府 (総務省)	<p>○平成25年6月の災害対策基本法の改正により、障害者等の、災害時の避難等に特に支援を要する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務付けた。これを受けて、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を平成25年8月に策定・公表した。</p> <p>○これらを踏まえ、平成25年10月～11月にかけて全国9カ所でブロック会議を開催し、都道府県・市町村の防災担当者や福祉担当者に対し、改正災対法及び取組指針の周知徹底に努めた。また、平成26年3月に参考事例集をとりまとめて公表し、市町村の取り組みを促進した。</p> <p>【避難行動要支援者名簿の作成済の市町村の割合】 (平成27年1月現在) 23.9% (414市町村)</p>
7-(1)-5	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援する。	内閣府	<p>○避難所については、内閣府が、平成25年8月に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の中で、各市町村に対し、「避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保だけでなく、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の公共施設とすることが望ましいこと」、「障害者等の要配慮者のニーズの把握や、その意見を反映させるようにすること」など、障害者への支援を促しているところ。</p> <p>○応急仮設住宅の提供に当たっては、高齢者や障害者等が入居する場合には、手すり、スロープ等のバリアフリー対応とすることとしている。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	7-(1)-6	災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。	厚生労働省 <p>○障害者（児）施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならないと施設基準に規定。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならないと施設基準に規定。</p> <p>○災害時において、救急患者の受入、入院患者等への適切な医療を提供する体制を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等への耐震化・補強等に対する補助、災害時に地域の医療施設に対して支援を行う災害拠点病院について、備蓄倉庫、自家発電装置等の施設整備に対する補助を実施している。            病院の耐震化率 平成25年度：64.2%（平成24年度：61.4%）            （参考）            病院の耐震化率 平成26年度：67.0%</p>
	7-(1)-7	火事や救急時におけるファックスやEメール等による通報を可能とする体制の充実に取り組むとともにその利用の促進を図る。	総務省 <p>○携帯電話・IP電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に消防本部等に通知される「携帯電話・IP電話等からの119番通報に係る位置情報通知システム」について、緊急防災・減災事業債等の必要な財政措置により、導入促進を図る。平成26年3月31日現在、600の消防本部で導入済（導入率79.8%）。</p>
(2) 東日本大震災からの復興	7-(2)-1	それぞれの地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障害者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進する。	復興庁 <p>○復興庁では、被災自治体や各地で復興に取り組んでいる方々の参考となるよう、まちづくり、仕事づくり、健康づくりなどの復興の各分野に関し、障害者等を支援している事例を収集し、これらの事例を取りまとめ、公表した。</p>
	7-(2)-2	障害者の被災地での生活の継続、被災地への帰還を支援するため、被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援を実施し、被災地における安定的な障害福祉サービスの提供を図る。	厚生労働省 <p>○被災地における障害福祉サービス提供の環境整備のため「障害福祉サービスの事業再開支援事業」により事業所に対して活動支援を実施。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
	7-(2)-3	住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図る。	厚生労働省	<p>○障害者を含め、被災者が安定した生活を営めるよう、相談員による見守りや相談支援、地域住民同士の交流の場の提供などの取組について、地域コミュニティ復興支援事業を通じて支援した。(8県86市町村89団体)</p> <p>(参考) 地域コミュニティ復興支援事業は平成26年度限りで廃止し、平成27年度からは、地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業において同様の取組を支援している。</p> <p>○被災者の心のケアを継続的に実施するため、被災3県(岩手、宮城、福島)に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士等の専門職種による自宅及び仮設住宅等への訪問支援等を実施。</p> <p>○被災地において生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々から、24時間365日無料の電話相談を受け付け、悩みを傾聴するとともに、必要に応じ面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決を支援する寄り添い型相談支援事業を実施。</p> <p>平成25年度寄り添い型相談支援事業(被災地支援事業) 相談対応件数 105,785件</p>
	7-(2)-4	被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出、求人と求職のミスマッチの解消を図り、障害者の就職支援を推進する。	厚生労働省	<p>○被災3県におけるハローワークによる障害者の就職件数(参考) 3,909件 → 4,072件(平成26年度)</p>
(3) 防犯対策の推進	7-(3)-1	ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行う。	警察庁	<p>○FAXによる緊急通報の受理(FAX110番)及びEメールによる緊急通報の受理(メール110番)により、障害者からの緊急通報に適切に対応。</p> <p>(平成25年度) (参考) ※FAX110番 747件 → 810件(平成26年度) メール110番 2,667件 → 3,170件(平成26年度)</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	7-(3)-2	警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、手話を行うことのできる警察官の交番への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等、障害者のコミュニケーションを支援するための取組を推進する。	警察庁 ○手話ができる警察官の交番等への配置や「警察版コミュニケーション支援ボード」の全国警察の交番等への配布等により、障害者からの各種届出、相談等に適切に対応。 (参考) ※手話のできる地域警察官等(27年4月1日現在) 16都府県において89人 手話のできる警察官が配置されている交番等 40ヶ所
	7-(3)-3	警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努める。	警察庁 ○障害者虐待等に関し、市町村を始め、都道府県関係部局、障害者団体等関係機関・団体、民生委員等との連携を強化し、被害者の立場に立った的確な措置が講じられるよう各都道府県警察に指示。  ○電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用し、多様な手段により、「犯罪の発生状況」や「防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な情報」等を提供。
(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	7-(4)-1	障害者の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図る。	消費者庁 ○高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会において、障害者に関する消費者被害について情報提供(25年度2回開催)。  ○見守りの担い手向け視聴覚教材(全編字幕あり)を作成し、障害者の消費者被害の特徴と被害救済の方法を解説。
	7-(4)-2	障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携を促進し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組む。	消費者庁 ○高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会構成団体相互の連携促進を目的とし、各団体の活動分野等にかかる資料を作成、同協議会で配布。  ○「地方消費者行政活性化交付金」により、障害者のための消費生活相談受付体制の整備、障害者を地域で見守る体制の構築、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組み等を支援。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
7-(4)-3	地方公共団体における、消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る。	消費者庁	<p>○都道府県等消費者行政担当課長会議において、消費生活センターに相談受付用ファックスやEメールの更なる導入を依頼。</p> <p>○「地方消費者行政活性化交付金」により、障害者のための消費生活相談受付体制の整備、障害者を地域で見守る体制の構築、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組み等を支援。</p>
7-(4)-4	消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進する。	消費者庁	<p>○見守りの担い手向け視聴覚教材を作成し、障害者の消費者被害防止、早期発見、解決の方法について解説。</p> <p>○地方消費者グループフォーラム（平成25年度関東ブロック開催）における障害を持った方が参加しやすい環境づくりへの取組み（手話通訳・要約筆記）</p> <p>○地方消費者グループフォーラム（平成25年度中部ブロック）において、「知的、精神障害のある高校生、若者への金銭教育」に関する取組を報告。</p>
7-(4)-5	被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進のため、日本司法支援センター（法テラス）の各種業務及びこれを遂行する体制の一層の充実に努める。	法務省	<p>○日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会と協議を行い、各地の弁護士会が実施する高齢者・障がい者を対象とする無料電話相談等で、当該高齢者・障がい者に対して更に出張相談を実施する必要性が認められる場合、相談を担当した弁護士が民事法律扶助制度による出張法律相談の申込みをスムーズにできるよう、弁護士会と共通の書式を策定するなど、被害を受けた障がい者の被害回復にかかる法制度の利用促進につながる運用改善を図った。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	7-(4)-6	常勤弁護士を始めとする日本司法支援センター（法テラス）の契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、障害者などの社会的弱者の振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。	法務省 <p>○日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会と協議を行い、各地の弁護士会が実施する高齢者・障がい者を対象とする無料電話相談等で、当該高齢者・障がい者に対して更に出張相談を実施する必要性が認められる場合について、民事法律扶助制度による出張法律相談にスムーズにつなぐスキームを導入した。</p> <p>○また、地方自治体、福祉事務所、地域包括支援センター等との連携に基づき、常勤弁護士が福祉関係者への電話による情報提供、民事法律扶助制度による巡回法律相談や出張法律相談等を行った。</p> <p>○これらの取組により、障がい者などの社会的弱者の振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復につながる運用改善を図った。</p>



# 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

## 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示したもの。

< 構成と主な内容 >

### 第 部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

#### 第 1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

#### 第 2 避難行動要支援者名簿の作成等

##### (1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。

##### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。  
(要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができること)

##### (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

##### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- ・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
- ・情報管理を図るよう必要な措置を講じること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施設可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)

# 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

## 第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

### (1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと。(聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)

### (2) 避難行動要支援者の避難支援

- ・ 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- ・ 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。
- ・ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。

### (3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

- ・ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- ・ 安否確認を外部(民間企業、福祉事業者)に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおくこと。

### (4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

## 第 部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

### 第4 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。

### 第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、

- ・ 高齢者や障害者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと
  - ・ 民間団体等(民間企業、ボランティア団体等)との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検すること
- などを適切に取り組むこと